

2020年度同志社大学大学院司法研究科
履修免除試験問題解説
行政法

【出題意図】

本問は、行政法総論で学んだことを踏まえて事例を分析し行政処分の適法性を検討するオーソドックスな問題であり、行政手続の瑕疵、及び比例原則の適用について的確な検討ができるかを問うている。

【採点のポイント】

問い合わせ（1）については、生活保護法62条5項の定めにより、本件処分につき行政手続法上の聴聞手続に関する規定は適用されないが、理由提示にかかる同法14条は適用されることを踏まえた上で、①理由提示の瑕疵についての基本的な検討ができているか否か、また、②生活保護法62条4項の定めにより求められる弁明の機会の付与がなされていない点について、手続の瑕疵に関する基本的な検討ができているか否かを基準に採点した。

問い合わせ（2）については、法の一般原則である比例原則の適用に関し、事例の具体的な事実を十分に考慮して結論を導いているか否かを基準に採点した。

【講評】

問1については、事例問題に掲載されている法令の文言をしっかりと読み取ることができている答案が多かった。また、①理由提示の瑕疵について、基本的な検討方法がしっかりと身についている答案も多かった。一方、②弁明の機会の付与については見逃した答案が少なくなかった。

問2については、多くの答案が比例原則を指摘していたが、事例の具体的な事実を丁寧に挙げて比例原則違反を説明していた答案は多くなかった。

全体として事例問題を解くことにまだ慣れていない面はあったが、教科書に書いてあることはしっかりと理解している答案が多く、現段階での学習到達度としては一応水準に達しているとみることができる。法科大学院で事例問題の演習を積み重ねることによって、行政法の学習を深めていってほしい。